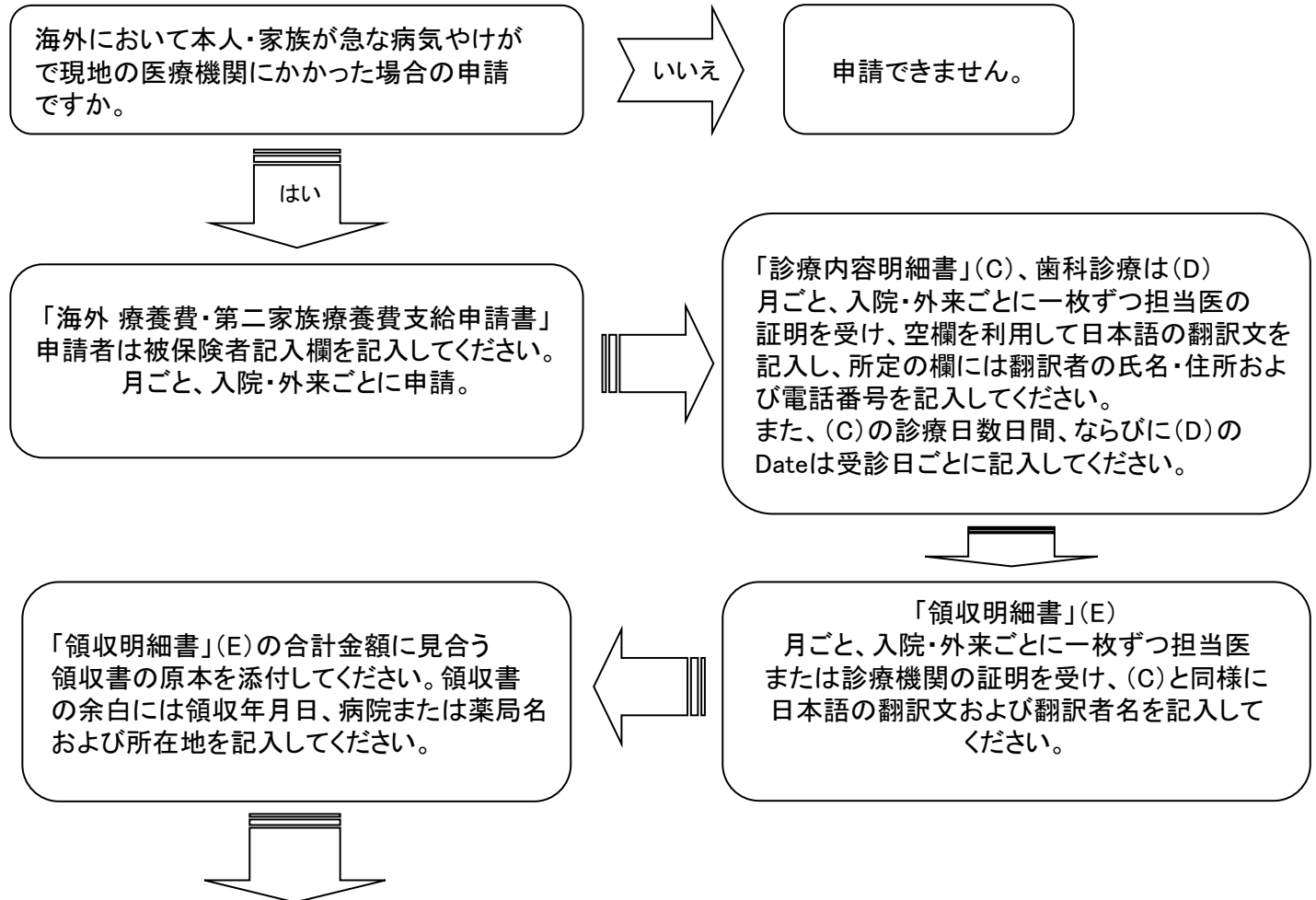


## 海外療養費を申請される方へ

下記の事項をよくお読みになってから申請してください。

### 外国における医療費の申請について

海外出張者、海外勤務者、その帯同家族が、海外で生活中または旅行中に、本人や家族が急な病気やけがで現地の医療機関にかかったときの費用は、国内における保険診療の範囲内で償還されます。保険診療の範囲とは日本国内で同様の傷病で診療が行われた場合の医療費のことをいいます。外国で支払った医療費の全額が償還されない場合もありますのでご注意ください。



事業主へご提出ください。

- ・在職者の方は請求書を事業主 [NECマネジメントパートナーに社会保険業務を委託している会社にお勤めの方は同社人事サービス事業部へ、それ以外はお勤めの会社の総務人事部門] に提出してください。出向者は出向元会社がお勤め会社となります。
- ・退職者の方は申請書を当健康保険組合まで直接、提出してください。

#### 1. 償還方法

- (1) 業務出張または在職中の療養費は、健康保険組合から事業主への委任払い(事業主から申請者へ給与と同時に振込)となります。
- (2) 業務外(私用)の旅行中等の療養費は、当組合から申請者へ直接支払います。

#### 2. 注意事項

- (1) 償還の請求は医師または病院等に費用の支払いをした日の翌日から起算して2年を経過すると時効により請求権がなくなりますのでご注意ください。
- (2) 外国における療養費等の支給額の邦貨換算率は当組合が支給決定日の外国為替換算率(売レート)で算定します。
- (3) 医師または医療機関等で発行された治療に係る書類はすべて添付してください。(添付書類は原本)
- (4) 治療費算定の上で「診療内容のわかる明細書」の添付がないと給付できない場合があります。